第三月七日晨八字和蘭之都府海牙を發し
ハンポルスブロック、ハンテルダック、両人共孛國境迄
護送あり同日午後第四字孛國界に入ル此處
ニおいて獨乙帝陛下より待遇役として遣
トたる陸軍大佐ホル、ウライト、ロイルダヒツ同士
キニフラー三士と出會あり第五字半イクセヒ、
到着クルップ氏之製鐵場ニ一泊あり
同八日同氏之製造場を巡覧し午後第五
字半同氏之宅ニおいて會食同夜第九字

發車

同九日晨第七字発車

國務宰相ビスマルク氏外務局官員一人を

送了 安否を賀す

外務宰相ゟ又手紙を送る

総理大臣ニ使ゟ 使節ニ入府を祝労す

挨之報也

獨帝ニ命を以て秘使一切滞府中接待

詞衛及び馬車等ハ帝室より給与スル

旨 報知アリ

又宮中之馬車を以て使節一員毎と

旅舎より日耳曼帝勢に使に依る

同十日午後博物館動物園に遊び夜鳥魚館に

付り

同十一日午後第一字皇帝ニ謁見

六馬ノ車二輛 第一大使 或は書記官 第七

副使四人 二馬ノ車四輛 第二 書記官 土佐

ウイト 第二 四運河 副 第九 大

佐ローガン 等 第四 安藤 図 キニラー

謁見ノ席ニ於テ帝並ニビスマルク両人次室ニ

軍官宮内官員等排列ス皇帝演説終
リ又皇后ト偕ニ宮女四五名侍従ス
午時各省長官各国大使等ハ各勅ヲ致
ス夜飲場ニ遊フ

此日午後四字半太子及ヒ太子ノ妃ニ謁ス

同十二日十二字ヨリ議院開展ノ式ヲ見ン禮
服ニテ此禮旧殿ニ於テ行フ
皇帝ハ座ニ立チ右ニ皇族ヲ列シ左ニ
各省長官ヲ列ス武官及ヒ議院ノ人員
ハ王ニ對シテ立ツ王ハ陛ヲ讀ニ終リテ
退ク各国公使等左ノ上檣ヨリ禮典ヲ見ル

午時第四字半太子ニ謁見ス夜五字ヨリ
皇宮ニ於テ皇帝皇族各文武ノ長官等
獨乙合邦ノ使臣等ト同食ス
獨乙各邦ノ部孛漏生今王及ヒ王族
維廉第一孛王ハ千七百九十七年三月二十二日ニ生
ルフレテレッキウイルヘルム第三世ノ次男ニシテ母后ハ
メクレンブルク、ストレリッツノ王女ローイスナリ
王兵学ニ従事シ千八百十三十四年間仏国
トノ戦争中ニモ陣営ニ加ハレリ同四十年ニハ
ポメラニア州ノ鎮臺トナリ同四十八年三月十五

日ナレニテポツセンノ選挙区ヨリ議員ノ一人トシテ
推挙セラレ同年六月八日ノ会議ニ加ハレリ
同九年六月バーデンノ内乱兵ト敵ヲ為シテ孛
国ノ陸軍総督ノ任ニ昇レリ同時四十九年
ヨリ五十七年ニ至ルノ間ライン州ノ陸軍総督
職ヲ命セラレタリ同五十八年十月九日其兄
王ノ病ニ臨ミ孛国王ノ代官ヲ命セラレ千
八百六十一年正月二日兄王崩御ニ従ヒ孛国
ノ王位ニ昇レリ同七十年七十一年間仏国
トノ戦争ニ於テハ独乙全邦連邦総

帥ト為リ同七十一年正月十八日仏国ベルサイユ
府ニ於テ独乙国皇帝ノ位ニ登ル
帝ハ千八百二十九年六月十一日サキソンワイマールノ侯
カールフレデリツキノ女ト婚姻ス即チ王妃ト為セリ
王妃ハ千八百十一年九月三十日ニ生レ
皇帝皇后陛下ノ間ニ男一人女一人アリ
嫡男ハフレデリツキウイルム千八百三十一年十月
十八日ニ生レ孛国陸軍大将ノ一人ナリ
英国女王ノ女ビクトリヤヲ娶レリ嫡姫ハ千
八百五十八年正月二十五日ニシテ生レ今ノ母

廿六ナアリ
十三日皇帝及皇姆皇后ニ謁ス
大使以下夜ニ及ニテ馬戯場ニ遊ス
普国王室ホーヘンドーレン家継統家系
○フレデレッキ第一世○フレデレッキウイーレム第一世
○フレデレッキ第二世グレートノフレデレッキウイーレム第二世
○フレデレッキウイーレム第三世○フレデレッキウイーレム第四世
○ウイーレム第一世今皇

政体及ヒ政府

現今普国ノ政体ハ王フレデレッキウイーレム第四

在位中千八百四十九年間八月十二月両度ノ政
体会議ニ於テ創立シ千八百五十年正月三十
一日之ヲ公告セシ者ナリ然レトモ其後数度ノ改
革アリタリ則チ同五十三年四月三十日同五月三日
六月五日同三年五月七日二十四日同五十四年
六月十日五十五年一五月三十日五十六年四月
十四日三十日五十七年五月十八日六十七年五
月十七日然而此等ノ根本立法ニ於テ西暦千
八百以上ノ齢ニ至リ衆望アル者ヲ以テ王位ニ昇
リ行政ノ委子立法ノ分権ヲモ王権ニ属ス

ルナリ
王位ハ積世ヲ以テ男子血色ニ傳ヘ王家ノ子孫
嫡子兄弟ノ順序ニ従フ
政府ノ[redacted]治務ニ於テハ国王ノ詔命ヲ以テ登
庸セラルヽ各宰相ヲ以テ王ヲ補
王ヲ輔佐ス
立法ノ権ハ王両院ヲ以テ成創セル各代人ノ
會議ト之ヲ共ニス其一院ハヘレンハウス
則上院ニシテ其二院ハアヘシヲルトニテンハウス
則名代ノ會集ナリ

国王及ヒ両院ノ承諾ヲ得テ国法ト定ム
會計ニ関係セル任使書又ハ会計書等
ハ最初下院ニ出スヘシ而シテ之ヲ取捨スル
上院ニ至テ決スヘシ
法ヲ立テヲ企ツルノ権ハ国王ト両院トニ
在ルヘシ
国法ノ企書一度ヒ両院ノ一又ハ国王ヨリ、
返却セラレタル企書ヲ同時ノ會議中ニ再
ヒ持出スヲ能ハス
上院ノ創立ハ政体ノ原稿ニ據レハ王族ノ

王子等ニシテ成年ニ至リタル者ト[illegible]
[illegible]昔時ニ一統中ヨリ[illegible]連綿セル皇
家ノ当主等及ヒ王族ヨリ傳来セル家
族[illegible]議院ニ於テ席ヲ有シ[illegible]
[illegible]議員ニ命セラルヘシ
ニシテ嫡子又ハ血縁ヲ以テ相續セル当主
等ハ議院ニ於テ席ヲ占メ言ヲ出ス
[illegible]ヿヲ命セラルベシ
又此積世家ノ人員外ニ各郡ヨリ直ニ
撰舉セラレタル各代人九十人ニシテ撰

舉人ハ其州ニ於テ尤多ク收税スル者十人之
ニ加ヘテ又其三十人ノ議員アリ之ハ大市府
ノ地方ニ於テ[illegible]ノ人員等ニ依テ撰舉
セラル此上院根元ノ創立ハ千八百五十四年ノ十
月十二日ノ王命ヲ以テ改革スルヿ多ク而
シテ上院現今存在セル体裁ニ至リ
西[illegible]日午後第二字半ヨリ博物館ヲ一
覧ス
現今上院ノ体裁ハ第一王族中ノ成年ニ及ヒ
タル諸王子加ルニ昔時ノ王家ニシテホーヘンゾー

国王ヨリ置選シタル

レン・ヘチンゲン及ヒホーヘンツオルレン・ジクマリンゲン家
ノ子孫ヲ云フ第二王侯中間ノ家系ヲ連續
セル諸家ノ当主ニテ當テ澳国ビヘナノ會議
ニ於テ證認セラレタル者其數ハ孛国中ニ於
テノ十六家ナリ第三国土ヲ有スル貴族其
數ハ五十人ナリ第四富貴ナル地主盛大
ナル繁送主及ヒ国中有名家ニシテ
存在セルピール国王ノ撰ニ依テ出スル者ナ
リ第五孛国八州ニ於テ八級ノ貴族等
其地ニ居住スル地所持等大小ノ都ナリ之

ヲ撰フナリ第六大學校ノ名代人等、都府
タル頭等五萬人以上ノ人口ヲ有スル都府
ノ支配人等第七王命ヲ以テ無限ノ人員
ヲ生涯撰挙ナ為シ又ハ多少ノ年數長短ア
ルナアルベシ
下院ハ四百三十二人ノ數ヲ以テ集合セ内三百
五十二人ハ旧時ノ王国境界中ヨリ撰ヒ餘ハ千
八百六十七年新ニ加フル所ノ州郡ヨリ撰挙
セリ各孛国人ハ其齢二十五才ノ満期ニ至リ
其地方ニ於テ地方官ヲ撰挙スル品格

アレハ選挙人ヲ選フノ権理アルベシ
人民ハ其各権ノ数ニ於テ地方官ノ選挙
ハヘカラス許サレタル権理ノ施行スルカ如キ選
挙ヲ入札ヲ以テ為スニ限ルベシ
一官員ノ選挙人ヲ選フハ二百五十人ニ一定員
ヨリ選ブベシ
選挙人ヨリ選ブベキ選挙人ハ三
級ニ分ツベシ其方ハ各人ヨリ直税ヲ収
納スル高ノ多寡ニ応スベシ其法ハ
各区毎ニ全国ニ課スル直税全数
ノ三分一ヲ補フ為メ最モ多ク直税ヲ全国ノ
三分一ノ高ニテ右高税ヲ収ムル人々ハ選
挙人等ヲ以テ成立スベシ第二ハ其次ノ高
税ヲ三分一ヲ収ムル人々ノ第三ハ之ニ
次ク税高ヨリ右ノ税ヲ収ムル人々ヲモ合
計シテ成立ツ所ノ者トス各級ノ数ノ
選挙ハ社中ニ於テ之ヲ選ブベシ但シハ
其付同ハ五百人ヨリ以上ニスルベカラズ其付
同ノ人々選挙人ヲ選ブノ権アル人員ナレハ
各社中ニ於テ選挙人等ヲ各指スヘシ

ヲ得ヘシ勿論彼是ノ仲間ニ限ルコトナカルヘシ

議院ニ出スル名代人等ハ右ノ撰挙人等ヨリ撰挙セラルヘシ

名代人ノ年限ハ三年ヲ以テ定限トスヘシ

各字国人等ハ年齢三十才ニ満チ法律上ニ於テ民権ヲ全ク保存シ欠缺スル所ナク且其州郡ニ於テ三年間収税ヲ勤怠ラサル者ハ下院ノ員列トナルベキ権理アルヘシ

院員ノ再撰ニ預ル者ハ其年ノ満期ニ及テ前六ケ月以内ニ再撰セラルヘシ又ハ一且退院ノ後タルヘキ事ナリ両條ノ場合ニ於テ再撰員列タルヘキ権理アルヘシ

議院ハ規則通リ毎年十一月中国王ヨリ會集スルコトヲ命スヘシ

議院開閉ノ時ハ国王親臨スルカ又ハ王命ヲ以テ命シタル宰相一人之ニ臨シテ其式ヲ行フテ両條ノ内タルヘシ

両院共ニ會集開閉又ハ延期トモ同時ニ

取行フベシ
各院毎ニ其議員ノ人品ヲ證シ且之ヲ
決定スベシ
両院共ニ事務ノ順序ヲ整頓シ且裁正
ナルベシ而シテ議長副議長書記官ヲ
モ撰誈スベシ閉院中就職中缺員アレバ
出スルヲ許サス
議官タル者何時ニテモ給料ヲ得ヘカラ
職掌ニ就カー スハ給料ノ増加スヘカラー
高職ノ為ニ其議院ノ中古席ヲ

及ヒ出言ヲ欠ヤタルハ唯次ノ新撰ニ
依テ復スルヿヲ得ヘキ所也
一人ニテ両院ノ員ニ列スルヿヲ許サス
両院ニ於テ古席申ハ公然タルベシ
同十五日某十字ヨリ陶器製造所ニ至ル
夜第五字ヨリ宰相ビスマルクノ宅ニ於テ
會饌 夜佛公使宅ニテリハレーアリ大使館
島田行 皇帝ノ丈夫 太子丈婦 諸宰
相王族等モ會ス 金剛目六百九拾人
ナリトス

同十六日武庫ノ皇宮ニテ当時王族
居住セザル所ヲ一覧ス夜伏見離宮ノ
旅宮ニ於テ日本料理ノ饗應アリ
同十七日朝十字ヨリソーダ水製所ニ至ル
又紙幣製造所ニ至ル
大使其外夜天主堂ニ至ル